

令和5年度人事行政の運営等の状況の公表

坂戸、鶴ヶ島水道企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、令和5年度の人事行政の運営等の状況の概要を公表します。

1 職員の任免及び職員に関する状況

1 任免の状況

(1) 採用の状況

(単位：人)

職種	男性	女性	計
企業職	0	1	1

(2) 再任用の状況

(単位：人)

職種	採用人数	備考
企業職	1	常勤職員1人

(3) 職位別任用状況

(単位：人)

標準的な職名	事務局長		事務局次長		課長 主席主幹		主幹		合計		
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	計
職員数 (令和6年3月31日)	0	1	2	0	6	0	8	2	16	3	19
昇任者数(5年度)	0	1	0	0	0	0	1	0	1	1	2

(4) 退職の状況

(単位：人)

事由	男性	女性	計
定年	0	0	0
勸奨	0	0	0
普通等	0	1	1
計	0	1	1

2 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区分 部門	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
	令和4年度	令和5年度		
事務局	4	3	△1	
総務	6	6	0	
財務	6	7	1	
給水	10	9	△1	
施設	16	16	0	
浄水	12	12	0	
合計	54	53	△1	

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和5年4月1日現在)

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数(人)	1	2	3	5	8	4	0	9	5	8	7	1	53

(3) 職員数の推移

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	過去5年間の増減数(率)
職員数(人)	51	54	54	53	54	53	2 (3.9%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した職員数です。

2 人事評価の状況

(1) 勤務成績の評定について

評定の種類	概 要	評定の活用	対象人数
人事評価	人事評価制度は、全職員を対象に、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力・取組姿勢・態度に基づき評価する「能力評価」と業績に基づき評価する「業績評価」を実施しています。 評価結果は、本人に通知し、今後の人材育成に活用するとともに、次年度以降の人事異動等の参考資料にしています。	勤勉手当、昇給、昇任昇格	53人

(2) 勤務成績の評定について

評定の種類	概 要	評定の活用	対象人数
新規採用職員 勤務評定	地方公務員法で定められた6か月の条件付採用期間の勤務を評定します。	正式採用	1人

3 職員の給与の状況

1 総括

(1) 総費用に占める職員給与費の状況（決算）

区 分	総費用 (A)	純損益又は 実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める 職員給与費比率 (B/A)
令和 5年度	千円 2,927,300	千円 210,491	千円 409,485	% 14.0

(注) 1 収益的収支による状況です。

(2) 主な職員給与費の状況

区 分	職員数 (A)	職員給与費				1人当たり 職員給与費 (B/A)
		給 料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 (B)	
令和 5年度	人 53	千円 190,894	千円 51,950	千円 93,159	千円 336,003	千円 6,340

(注) 1 職員手当には、児童手当及び退職手当を含みません。

(注) 2 職員数（特別職を除く。）は、令和5年4月1日現在の人数です。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和5年4月1日現在)

平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
42.34歳	327,514円	443,024円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和5年4月1日現在における職員の基本給の平均です。

(注) 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものの平均です。

(2) 職員の初任給の状況(令和5年4月1日現在)

企業職	大学卒	202,400円
	高校卒	176,100円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和5年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
企業職	大学卒	273,800円	—	—
	高校卒	—	—	—

(注) 各経験年数に該当する職員が1人又はいない場合は「—」で表示してあります。

3 企業職の級別職員数等の状況

企業職の級別職員数の状況(令和5年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数 (人)	構成比 (%)
1級	主事補、技師補	1	1.9
2級	主事、技師	9	17.0
3級	主任	14	26.4
4級	主査	10	18.9
5級	主幹	10	18.9
6級	課長、主席主幹	6	11.3
7級	事務局次長	2	3.7
8級	事務局長	1	1.9

(注) 1 坂戸、鶴ヶ島水道企業団企業職員の給与に関する規程に基づく給料表の級区分による職員数です。

(注) 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

4 職員の手当の状況

(1) 期末・勤勉手当（令和5年4月1日現在）

坂戸、鶴ヶ島水道企業団	国
(令和4、5年度) 1人当たり平均支給額 令和4年度 1,670千円 令和5年度 1,758千円	—
(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375月分) (0.975月分)	(令和4年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375月分) (0.975月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

(注) 1 () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

(2) 退職手当（令和5年4月1日現在）

坂戸、鶴ヶ島水道企業団			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.270750月分	勤続25年	28.0395月分	33.270750月分
勤続35年	39.7575月分	47.709000月分	勤続35年	39.7575月分	47.709000月分
最高限度額	47.7090月分	47.709000月分	最高限度額	47.7090月分	47.709000月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2～45%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2～45%加算)		

(注) 坂戸、鶴ヶ島水道企業団は、埼玉縣市町村総合事務組合に加入しており、退職手当の支給率は同組合の支給条例に基づくものです。

(3) 地域手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）		22,487千円
支給職員1人当たりの平均支給年額（令和5年度決算）		424,297円
支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
10%	53人	10%

(4) 特殊勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	0円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	0円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	11,144千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	348,249円
支給実績（令和4年度決算）	12,110千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	345,998円

(6) その他の手当（令和5年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（令和5年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）
扶養手当	扶養親族のあるすべての職員	同		千円 5,390	円 215,600
住居手当	・自ら居住するための住居を借り、月額16,000円以上の家賃を支払っている職員	同		3,415	284,583
通勤手当	片道2km以上で交通機関や自動車等を利用しなければ通勤が困難な職員	同		2,785	64,759
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に対し、職位に基づき定額を支給	同		11,160	587,368
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給を受ける職員が公務の運営の必要により週休日又は休日等に勤務した場合	同		25	6,250

5 特別職の報酬等の状況(令和5年4月1日現在)

区 分		月額等
報 酬	企 業 長	月額 24,000 円
	副企業長	月額 18,500 円
	議 長	月額 19,500 円
	副 議 長	月額 18,500 円
	議 員	月額 17,500 円
期 末 手 当	企 業 長	(令和5年度支給割合)
	副企業長	4.50 月分
	議長、副議長、 議員	(令和5年度支給割合) 4.50 月分

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況及び休業に関する状況

(1) 勤務時間の概要

職員の勤務時間は、一週間当たり 38 時間 45 分と定められており、原則毎週月曜日から金曜日までの、それぞれ 8 時 30 分から 17 時 15 分までの勤務となります。

(2) 休暇の種類

職員の休暇には、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び組合休暇があります。それぞれの概要は以下のとおりです。

<年次有給休暇>労働基準法第 39 条の諸規定に従って与えられる有給による休暇であり、1 年度につき最高 20 日間付与され、前年度からの繰越分を含めると最高 40 日間となります。

<病気休暇>勤労意欲があっても負傷又は疾病のために勤務することができない職員に対し、医師の証明等に基づき、最小限度必要と認められる期間、その治療に専念させる目的で設けられた有給の休暇です。

<特別休暇>選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故等特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合に認められる有給の休暇です（種類及び日数は次表のとおり）。

<介護休暇>配偶者、父母、子、配偶者の父母等の親族で負傷、疾病又は老齢により 2 週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における無給の休暇です。

<介護時間>配偶者、父母、子、配偶者の父母等の親族で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、1 日につき 2 時間まで勤務しないことが

相当であると認められる場合における無給の休暇です。

<組合休暇>労働組合の業務又は活動に従事するために認められる無給の休暇です。

(主な特別休暇の種類及び日数)

項 目	日 数
① 選挙権その他公民として権利を行使する場合	必要と認められる期間
② 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他公署へ出頭する場合	必要と認められる期間
③ 出産の場合	出産予定日6週間（多胎妊娠の場合には14週間）前から産後8週間を経過するまでの期間
④ 妊娠中及び出産後1年以内の職員が母子保健法に規定される保健指導、健康診査を受ける場合	1回につき1日の範囲内で必要と認められる時間
⑤ 妊娠中の職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	1日を通じて1時間を超えない範囲内で必要と認められる時間
⑥ 生後1年に達しない子を育てる場合	1日2回それぞれ30分間
⑦ 忌引の場合	（例）配偶者、父母（血族）の場合 7日、子（血族）の場合 5日、伯叔父母の場合 1日
⑧ 結婚の場合	5日の範囲内で必要と認められる期間
⑨ 妻の出産の場合	3日の範囲内で必要と認められる期間
⑩ 職員の妻の出産に際して出産にかかる子及び小学校就学前の子を養育する場合	5日の範囲内で必要と認められる期間
⑪ 義務教育終了前の子を看護する場合	5日（2人以上の場合は、10日）の範囲内の期間
⑫ 要介護者の介護等をする場合	5日（2人以上の場合は、10日）の範囲内の期間

(3) 年次有給休暇の取得状況

年度	総取得日数	取得人数	平均取得日数
令和5年度	635.9日	53人	12.0日
令和4年度	628.9日	54人	11.6日

(4) 育児休業等の取得状況(令和5年度)

ア 育児休業

育児休業とは、職員が任命権者の承認を受けて3歳に満たない子を養育するため、子が3歳に達する日までの期間を限度として、職務に従事しないことを可能とする制度です。育児休業をしている期間について、給与は支給されません。

イ 部分休業

部分休業とは、職員が任命権者の承認を受けて、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部(2時間を限度)について勤務しない制度で、休業した期間の給与は減額されます。

(単位：人)

休業者の内訳	育児休業		部分休業	
	うち新規	うち新規	うち新規	うち新規
取得者合計	1	0	0	0
うち女性	0	0	0	0
うち男性	1	0	0	0

(5) 時間外勤務の状況

年度	総時間外勤務時間	支給対象人数	月平均時間外勤務時間
令和5年度	4,441時間	34人	10.9時間
令和4年度	4,625時間	36人	10.7時間

5 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況(令和5年度)

(単位：人)

事由	種類	降任	免職	休職	計
勤務成績がよくない場合		0	0		0
心身の故障の場合		0	0	2	2
職に必要な適格性を欠く場合		0	0		0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合		0	0		0
刑事事件に関し起訴された場合				0	0
条例で定める事由による場合				0	0
計		0	0	2	2

(2) 懲戒処分の状況(令和5年度)

(単位：人)

事由	種類	免職	停職	減給	戒告	計
法令に違反した場合		0	0	0	0	0
職務上の義務に違反し、又職務を怠った場合		0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合		0	0	0	0	0
計		0	0	0	0	0

6 職員のサービスの状況

(1) 職務専念義務免除の状況(令和5年度)

人間ドック	リフレッシュ休暇	その他	合計
9件	4件	19件	32件

(2) 営利企業等従事状況(令和5年度)

地域活動	研修等講師	その他	合計
0件	0件	2件	2件

7 職員の退職管理の状況

退職管理とは、地方公務員法及び坂戸、鶴ヶ島水道企業団企業職員の退職管理に関する規則に基づき、当企業団を退職した後に営利企業等に再就職した元職員が、職員に対して、職務上の行為をするように依頼等をするを規制し、公務の公正な執行を確保しています。

なお、令和5年度における依頼等はありませんでした。

8 職員の研修の状況

(1) 派遣研修について

研修区分	研 修 名	延時間数 (時間)	参加者数 (人)
派遣研修	○(公社)日本水道協会研修 水道基礎講座 ほか 18 研修	170	19
	○厚生労働省研修 水道技術管理者研修 ほか 5 研修	10	6
	○埼玉県研修 経営戦略の改訂に係る講習会 ほか 18 研修	49	22
	○自治人材開発センター研修 地方自治法B ほか 27 研修	332	28
	○地方公共団体情報システム機構研修 情報セキュリティーセミナー ほか 4 研修	18	5
	○その他研修 埼玉県西部地区水道研究会 ほか 62 研修	266	64

(2) 職場研修について

研修区分	研 修 名	期日	参加者数 (人)
職場研修	○交通安全講習会	11/30	45
	○サイバーセキュリティコース	8/2~10/31	52
	○坂戸市職員人権同和教育研修	9/12~9/29	52
	○坂戸、鶴ヶ島上下水道合同庁舎消防訓練	11/16	13
	○普通救命講習会	11/27	10
	○職員災害対策訓練	12/4、16	53
	○公務員論理研修	1/10	48
	○人事評価制度研修	2/14	50

9 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度に係る負担状況

共済組合への負担金の状況

共済組合の事業を運営する費用は、組合員である職員の掛金と使用者である企業団の負担金によって賄われています。企業団の負担率は法定化されており、令和5年度の負担金の額は次のとおりです。

共済組合の名称	負担金の額
埼玉県市町村職員共済組合	71,115 千円

(2) 公務災害の発生状況(令和5年度)

名 称	件 数
公 務 災 害	1 件
通 勤 災 害	0 件